

基本方針及び各種省令等の改正について

(平成26年10月 報告書「今後の食品リサイクル制度のあり方について」概要)

(1) 食品廃棄物等の発生抑制(リデュース)の推進

○発生抑制の目標値

判断基準省令に基づく発生抑制の目標値(告示)を改正

- ・設定された26業種については達成に向け取組を推進。新たに5業種の目標値を追加(※次ページ参照)

○官民あげた食品ロス削減の取組

新基本方針へ盛り込み

- ・食品ロス削減に関わる様々な関係者が連携してフードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開。

- ・製造工程・輸送工程でのロス削減、賞味期限の延長
- ・小売における食品廃棄物等の継続的な計量
- ・外食におけるドギーバッグの導入
- ・食品関連事業者等によるフードバンクの積極的活用
- ・消費者の過度な鮮度意識の改善
- ・商慣習見直しに向けた取組の支援
- ・関係省庁、自治体、関係団体が連携した普及啓発



愛称「るすのん」

- ・食品ロス削減による環境負荷低減効果の試算。
- ・食品ロス発生状況の把握・取組効果の「見える化」を通じた国民に対して働きかける。

(参考) 食品廃棄物等の発生抑制目標値

(最終改正 平成27年7月)

- 食品関連事業者にとって、食品廃棄物等の発生抑制は、取り組むべき最優先事項。
- 食品リサイクル法に基づく努力目標として「**発生抑制の目標値**」を設定。
- 平成26年4月から本格展開、平成27年8月から業種を追加して設定。(計**31業種**)

■ 発生抑制の目標値【目標値の期間 5年（平成26年4月1日～平成31年3月31日）】

業種	基準発生原単位	業種	基準発生原単位	業種	基準発生原単位
肉加工品製造業	113kg/百万円	そう菜製造業	403kg/百万円	その他の飲食店	108kg/百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg/百万円	すし・弁当・調理パン製造業	224kg/百万円	持ち帰り・配達飲食サービス業 (給食事業を除く。)	184kg/百万円
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg/百万円	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)	14.8kg/百万円	結婚式場業	0.826kg/人
野菜漬物製造業	668kg/百万円	各種食料品小売業	65.6kg/百万円	旅館業	0.777kg/人
味そ製造業	191kg/百万円	菓子・パン小売業	106kg/百万円		
しょうゆ製造業	895kg/百万円	コンビニエンスストア	44.1kg/百万円		
ソース製造業	59.8kg/t	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	175kg/百万円		
パン製造業	194kg/百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)	152kg/百万円		
麺類製造業	270kg/百万円	居酒屋等	152kg/百万円		
豆腐・油揚げ製造業	2,560kg/百万円	喫茶店	108kg/百万円		
冷凍調理食品製造業	363kg/百万円	ファーストフード店	108kg/百万円		

■ 新たに設定された発生抑制の目標値 (平成27年8月1日～平成32年3月31日)

業種	基準発生原単位
その他の畜産食料品製造業	501kg/t
食酢製造業	252kg/百万円
菓子製造業	249kg/百万円
清涼飲料製造業(コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	429kg/t
給食事業	332kg/百万円

※この表の「基準発生原単位」の欄において「kg/百万円」とは、売上高百万円当たりの食品廃棄物等の発生量(kg)をいい、「kg/t」とは、製造数量(t)当たりの食品廃棄物等の発生量(kg)をいい、「kg/人」とは、利用者一人当たりの食品廃棄物等の発生量(kg)をいう。

(2) 食品循環資源の再生利用(リサイクル)の促進

○再生利用手法の優先順位

①飼料化、②肥料化(メタン化の消化液の肥料利用を含む)、③メタン化等の飼料化・肥料化以外の再生利用の順に推進。

新基本方針・判断基準省令へ盛り込み

○再生利用等実施利用率の引き上げ

※下記参照

新基本方針へ盛り込み

○リサイクルループ認定制度の促進

新基本方針へ盛り込み

○食品リサイクル制度における再生利用手法

ペットフード化等を新たに位置付け。

新基本方針・判断基準省令へ盛り込み

○登録再生利用事業者制度

・登録要件の強化、指導・監督の強化

登録再生利用事業者の登録省令を改正し、要件を追加

○食品関連事業者からの定期報告

・食品廃棄物等多量発生事業者は国に再生利用等の実施状況を都道府県別にも報告することとし、国はこれらを整理・公表。

定期報告様式省令を改正

(3) 再生利用等実施率の新たな目標値

新基本方針へ盛り込み

	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
新たな目標値 (平成27年の新基本方針策定から平成31年度まで)	95 %	70 %	55 %	50 %
前回の目標値(平成19年の新基本方針策定から平成24年度まで(新基本方針策定まで継続適用))	85 %	70 %	45 %	40 %
(参考)平成25年度実績	95 %	58 %	45 %	25 %

(4) 基本方針及び省令の概要

①食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に定める再生利用等を実施すべき量に関する目標を達成するために食品関連事業者が取り組むべき措置等に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項として、以下の内容を追加するもの。

- ・食品廃棄物等の再生利用手法の優先順位について、飼料化、肥料化、メタン化等飼料化及び肥料化以外の再生利用の順とすること。
- ・食品関連事業者が自ら飼料を製造する際に遵守する基準として、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)に基づく基準及び規格に適合させること。

②食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令

地域における食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量をより細かく把握し、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品廃棄物等の再生利用を促進するため、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者からの定期の報告について、食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量が都道府県別にも主務大臣に報告されるよう、報告様式への記載項目を追加する。

一方、当該報告を行う食品廃棄物等多量発生事業者にとって多くの事務負担が発生していることを踏まえ、過去の当該報告を通じて把握が可能な項目等について報告の内容を合理化する。

③食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令

食品リサイクル法第11条の登録を受けた再生利用事業者(以下「登録再生利用事業者」という。)は、食品循環資源の再生利用を実施する優良な事業者として、食品循環資源の再生利用の円滑な実施に貢献してきた。その一方で、登録再生利用事業者の中には、重大な生活環境保全上の支障を生じさせて事業が継続できなくなった者や、適切に再生利用事業を実施していなかった者等が現れている。

登録再生利用事業者による再生利用事業の適正な実施を確保するため、再生利用事業者の登録に当たってこれまでの再生利用製品の製造・販売の実績を考慮するよう、以下の改正を行う。

- ・登録の基準として、再生利用事業を行う者の特定肥飼料等の製造及び販売の実績からみて、当該再生利用事業の実施に関し生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められることを追加。
- ・登録の申請に必要な書類として、当該申請をしようとする者の過去一年間における特定肥飼料等の製造量及び販売量、当該特定肥飼料等の製造を行った事業場の名称及び所在地並びに販売先の氏名、住所等を記載した書類を追加。

④食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(告示)

現行の基本方針(平成19年11月策定)を基に、中央環境審議会の答申を踏まえ、主に以下の事項を追加・変更した新たな基本方針を策定する。

- ・食品廃棄物等の業種ごとの再生利用等実施率について、平成31年度までの目標を設定(食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%)。
- ・食品廃棄物等の発生抑制について、国が食品ロスの発生状況を把握し、取組の効果を数値化するとともに関係者が連携して食品ロス削減に努める旨を明示。
- ・食品廃棄物等の発生抑制の目標値に基づく業種別の取組を促進する旨、また目標値が設定されていない業種について目標値の設定等の発生抑制策を引き続き検討する旨を明示。
- ・食品廃棄物等の再生利用手法の優先順位について、飼料化、肥料化、メタン化等飼料化及び肥料化以外の再生利用の順とすることを明確化。
- ・関係者のマッチングの強化によるリサイクルループの形成促進に努める旨を明示。
- ・地域の実情に応じて食品循環資源の再生利用等の取組が促進されるよう、市町村が食品廃棄物等の再生利用の実施について一般廃棄物処理計画に位置付けるよう努める旨を明示。

⑤食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位の全部を改正する告示

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第4号)第3条第2項の規定に基づき、主務大臣は食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制の目標値として基準発生原単位を定めている。

今般、平成24年度の定期報告のデータを踏まえ、新たに5業種(2ページ目参照)について、発生抑制の目標値(基準発生原単位)を設定し、目標期間を施行の日から平成32年3月までとする。

【施行日】

- ①、②、④及び⑤については、公布の日(平成27年7月31日)
- ③については、平成27年9月1日